

介護家族支援介護用品給付事業

在宅で要介護高齢者等を介護しているご家族に対し、紙おむつ等を給付することにより、介護家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

【内容】

- (1) 要介護度3以上の者を介護している場合は月額6,250円以内を、要介護度1、2の者を介護している場合は月額5,000円以内を上限とし、紙おむつ等(町指定品目)を現物支給します。
 - (2) 医療行為となる特別な介護をしている場合、それに係る消耗品(町指定品目)を月額6,250円を上限に現物支給します。
- ※(1)、(2)どちらも月1回、町契約業者が自宅にお届けします。

【利用料】

無料

【対象者】

介護を受ける者及びその配偶者が住民税非課税である者のうち、次の要件に該当する者を在宅で介護している家族。

(4月～6月の給付は前年度の住民税、7月以降の給付は当年度の住民税の課税状況による)

- (1) 紙おむつ給付については、次の要件に該当する者を在宅で介護している家族
 - ①要介護度3以上のもので尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者
 - ②要介護度1, 要介護度2の者で重度の認知症状を有し、尿意、便意がなく常時おむつに失禁する者
- (2) 医療行為となる特別な介護に係る消耗品については、(1)に該当し、在宅で次の特別な介護を行っている家族
 - ①胃ろう ②たん吸引 ③導尿